

<資 料>

奈良県における右傾化の諸動向 (1)

Rightist Tendencies in Nara Prefecture (Part I)

前 圭 一

はじめに

全国的な右傾化の急速な強まりの下で、奈良県において、右傾化の動きがどのようにあらわれているか、その様々な動きを資料として紹介してみたい。

資料を編集するにあたっては、特に以下のことに留意している。第一に、最近の右傾化の動きが、地域(または地方)に一つの狙いを定めた“草の根”国民運動の形をとって展開されていること、第二に、「大和は国のまほろば」とうたわれ、保守勢力が依然として根強い力をもっている奈良の政治的風土が、奈良という「地域」の右傾化のあり方と密接不可分に結びついていること。

I スパイ防止法(機密保護法)制定促進決議をめぐる状況

最近の改憲を戦略目標においた運動は、地方議会における決議採択をつみあげ、それをバックに「中央」をつきあげるという特徴的な運動形態をとっている。この一つに位置づけられるスパイ防止法制定促進の動きは、奈良県においてすでに1982年の時点で全自治体の73%(35議会)で制定促進の意見書が採択されるという状況になっている。(全国的には1983年7月25日現在で全自治体の44.3%、1474議会で採択)

ここでは、(1)奈良県におけるその運動母体であるスパイ防止法制定促進奈良県民会議に関する資料、(2)議会における促進決議、(3)1981年9月に制定促進の意見書が強行採決された生駒市における促進決議阻止運動の資料を示すことにする。

(1) スパイ防止法制定促進奈良県民会議(以下県民会議と略称)

① 奈良県民会議結成大会

解説 1981年3月14日に、全国で40番目の都道府県組織として、スパイ防止法制定促進奈良県民会議が結成された。以下の資料は、「結成大会報告書」(同県民

議作成)におさめられたものである。この資料から、県民会議の中心をなすメンバー(資料②の「主要役員の紹介」の項も参照のこと)並びに団体をはじめ構成メンバーの顔ぶれや方針を知ることができる。特に政界、経済界、宗教界、防衛関係等各界の有力メンバーが網羅されていることに注目したい。

■昭和56年3月14日(土)

午後1時30分～5時30分

■奈良県婦人会館大ホール

及び 共済会館やまと(祝賀パーティ)

大会メイン・スローガン

120万県民にスパイの実態を知らせよう!
県市町村での議決をかちとろう!

大和は国のまほろば……

奈良こそスパイ追放

国の守りの先頭に!

3・14総合ルポ

春を呼ぶ「お水取り」が最高潮の只中、この日、大会を祝す為にか天気予報は見事にはずれ青空が広がった。その下を婦人会館に、日本の現状を憂う人士が続々とつめかけ、会場は沸き人があふれた。その数三百。国歌斉唱の後、全国の郷友連盟の会長でもあり、東京の本部の重要スタッフでもある杉田一次氏が呼びかけ人を代表し口火を切った。来賓席には、国会から駆けつけた吉田之久氏、地元の県会議員小林喬氏、谷井博氏、杉村寿夫氏の顔が並び、杉村氏が若手の三名を代表して心強い祝辞を述べた。続いては、全国で四十番目の結成となるまでの足どりを平野楢夫氏が報告。昨年11月の全国代表者大会に参加し大きな高まりに触れた時のことは一段と力が入った。議事に先だち議長団が選ばれ、議長に近東弘七氏、副議長に東大寺長老の狭田明俊師と松井帰一氏が着任。すべての議事がスムーズに進行した。今後の本格的運動を始めるに当って近東議長の実名表明が成され、総会はここにその責を全うした。なお大会には奥野誠亮法務大臣、新谷寅三郎、堀内俊夫各参議院議員より長文の祝電が寄せられていた。第二部の特別講演では、国際感覚に富む齋藤忠氏が日本の病根にメスを入れ、特に眼前のソ連の脅威を

一つ一つ指摘し、万感こめた“遺言”として重大な警世の心情を吐露した。このあと会場を移して結成祝賀のパーティが開かれ、天下国家を論じながらも和気藹藹の同志的气氛に満ち、興はいつ尽くとも知れなかった。

さあ、法制定に向かつての進撃開始である。

大 会 宣 言

現下の世界情勢は、ソ連軍のアフガニスタン侵攻、イランのアメリカ大使館人質事件、ベトナム軍のカンボジア侵入、さらに最近ではイラン・イラク戦争の勃発等により緊迫の度を深め、世界とアジアの平和は重大な脅威にさらされつつある。

先般のアメリカ大統領選挙におけるレーガン氏の予想外の圧勝は、こうした国際情勢を背景にしたアメリカ国民の決意の表明であると思われる。それは、デタント政策に象徴されるカーター大統領のハト派的外交路線に対して、アメリカ国民が強い危惧と不満を示したものと見えよう。

一方、わが国においても、北方領土のソ連軍増強とレボ船事件の続発、さらには昨年1月のコズロフ・宮永らによる防衛庁スパイ事件にみられるように、ソ連の脅威は、益々増大しつつある。

こうした平和と安全との脅威に対して、国内では防衛論議が急速に高まり、例えば「奥野発言」などを契機に、従来「タブー」視されて来た改憲論議が国民的に盛り上げてきたことは誠に喜ばしいことである。レーガン新大統領の就任によって、自由陣営の共同防衛の視点からも、今後益々日本の防衛力増強問題は避けて通ることのできない重要課題となってきた。

ところで、わが国がいかに防衛力増強に努力しようとも、肝腎の国家機密が外国に筒抜けになって、いわゆる「スパイ天国」の実態が改善されないようでは、国防など成り立つはずがない。しかも、わが国の国家機密の漏洩はひとり日本だけではなく、自由諸国全体の平和と安全をも脅かすことになる。

スパイ防止法(国家機密保護法)の制定は、独立国家存立の不可欠の前提条件ともいべきものであって、今やわが国における死活的緊急課題となってきたのである。

故に、ここ奈良における各界各層の良識派勢力を結集して、「スパイ防止法制定促進奈良県民会議」を結成した。

今後我らは、郷土奈良において国民的運動と連帯しながら、スパイ防止法を速やかに制定するよう、国会並びに政府に強く要請するため一大県民運動を展開する。

以上宣言し、次の如く決議する。

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

決 議 事 項

1. 防衛機密・外交機密の厳守は、国防における大前提である。国の平和と安全と独立を保障し、国民の生活を防衛するために、速やかにスパイ防止法(機密保護法)の制定をはかる。
1. スパイ防止法(機密保護法)の制定は世界の常識であり、独立国として当然のことである。よって、本法制定により「スパイ天国・日本」の汚名を返上し、国際信義の回復をはかる。更には、国民の健全な防衛意識と愛国心の昂揚をはかることによって、防衛体制をより堅固なものとする。

昭和56年3月14日

スパイ防止法制定促進奈良県民会議

結 成 大 会 次 第

(敬称略)

第 一 部 総 会

司 会 稲 葉 忠 温
(奈良県至誠会理事)

一、開会の辞 司会者

一、国歌斉唱

一、呼びかけ人代表挨拶

杉 田 一 次
(奈良県至誠会会長)

一、来賓挨拶

吉 田 之 久
(衆議院議員)

杉 村 寿 夫
(奈良県議会議員)

一、経過報告

平 野 楯 夫
(元奈良県議会副議長)

一、議長団選出

一、議 事

(一) 趣 意 書

岡 田 正 治
(奈良聯隊会会長)

(二) 規約及び組織案

北 尾 己 代 次
(生長の家奈良県教化部長)

(三) 活動方針及び事業計画案

小 林 茂 市
(奈良県商工会議所連合会会長)

(四) 予 算 案

安 藤 四 良
(奈良県教育振興会会長)

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

| | |
|-----------|----------------------------|
| (四) 役員選任案 | 平 井 良 一 (奈良県自衛隊父兄会会長) |
| (六) 大会宣言案 | 小 舟 迪 夫 (隊友会奈良県支部連合会会長) |
| 一、役員代表挨拶 | 近 東 弘 七 (奈良県防衛協会会長) |
| 一、閉会の辞 | 日 見 菊 千 代 (寂照寺住職) |

～無窮会の女性メンバーによる独唱～

第 二 部 特別講演会 「激動する世界情勢と日本」

講 師 斎 藤 忠
(国際政治評論家)

第 三 部 結成祝賀パーティ

呼びかけ人代表挨拶

杉 田 一 次 氏 (県至誠会会長)

先般の竹田統幕議長の発言は、その発言の趣旨や気持がよく了解されていないことが嘆かわしい。これは、このままでは日本の国防は出来ないという警告。過去数年の間に日本をめぐる情勢は非常に変わってきている。しかしわが国の防衛体制は5年前と殆ど同じ。国際的に孤立しないかと心配だ。

郷土を愛し祖国を愛する気持をもってスパイ防止法を至急制定し、独立国家としての体制を整えることが一番大事。これはまた、憲法改正に通じる第一歩でなければならぬ。今後諸方面に働きかけ強力に推進していただきますことを祈念する。

来 賓 挨 拶

吉 田 之 久 氏 (衆議院議員)

今日の日本が「スパイ天国」と言われてすでに久しい。昨年の宮永事件には大変なショックを受けた。国の一番中心部からこのような事態が発生したことで、今日の日本がいかに容易ならぬ事態に到達したかを改めて思い知った。今後も、皆様と心を合わせ日本の平和と独立の為に、将来に向かってこの自由と繁栄が約束される為に、スパイ防止法に対し一層積極的に検討を重ね、その実現をはかる努力を捧げたい。

来 賓 挨 拶

杉 村 寿 夫 氏 (県議会議員)

自由は、失なうことは簡単でも勝ちとることは並々ならぬ多くの犠牲を要する。

我々はもう一度原点に立ち帰り、国を守りふるさとそして家庭を愛する本来の日本の姿を考えねばならない。

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

一和の政治も大切だが、和して流れるということがあってはいけない。自民党は国民の信頼を得たのだから、日本を守り子々孫々の繁栄の為に勇気ある行動で頑張ることをここに誓いたい。

役員代表挨拶

議長 近 東 弘 七 氏 (県防衛協会会長)

この運動に関与してから多くの人々の話しを聞き、日本のみがスパイ防止法のない「スパイ天国」であることを痛感した。

今今、四十番目の奈良県民会議が発足した。誠に喜ばしい。皇祖発生の地奈良でどうしてこの種の愛国運動がいつも遅れるのか。それは結局、余りにも恵まれた土地柄、結構すぎて県民が国のことに無関心である為だ。

ともあれ県民会議が出来た。この情熱の輪をどんどん広げてゆきたい。下から盛り上げる力を結集すれば国会でこの法案が悠々と通るに違いない。何事をするにも勇気がいる。その日めざして共々頑張る。ゆこう。

閉 会 の 辞

日 見 菊 千 代 氏 (寂照寺住職)

日露戦争はスパイによって勝った。大東亜戦争はスパイによって負けた。

今やスパイは日本人の心をむしばむ癌。癌だから早期発見し直ちに排除せねばならない。

今の日本は、スパイという爆弾をかかえた「スパイ天国」、国の安全が実に危うい。

今日の皆様の熱烈な御様子には意を強くさせられる。この上は県民全体に、この我々の熱意を浸透させねばあいすまない。お互い、日本の国の為に奮闘してゆこう。

奈良県民会議結成に向けての 呼びかけ人、発起人名簿

呼びかけ人

(順不同敬称略)

| | |
|-----------|----------------|
| 安 藤 四 良 | 奈良県教育振興会々長 |
| 岡 田 憲 介 | 奈良県医師会々長 |
| 岡 田 正 治 | 奈良聯隊会々長 |
| 緒 方 準 一 | 奈良県立医科大学名誉教授 |
| 北 尾 己 代 次 | 生長の家奈良県教化部長 |
| 小 出 縫 | 奈良県地域婦人団体協議会々長 |
| 小 林 茂 市 | 奈良県商工会議所連合会々長 |
| 小 舟 迪 夫 | 隊友会奈良県支部連合会々長 |
| 小 山 恭 二 | 奈良県経営者協会々長 |
| 近 東 弘 七 | 奈良県防衛協会々長 |

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

| | | | | |
|---|---|---|----|-------------|
| 狭 | 川 | 明 | 俊 | 東大寺長老 |
| 杉 | 田 | 一 | 次 | 奈良県至誠会々長 |
| 常 | 盤 | 勝 | 憲 | 南法蓮寺住職 |
| 長 | 尾 | | 薫 | 橿原神宮宮司 |
| 平 | 井 | 良 | 一 | 奈良県自衛隊父兄会々長 |
| 松 | 井 | 帰 | 一 | 奈良県軍恩連盟会長 |
| 村 | 嶋 | 修 | 三 | 弁護士 |
| 顧 | 問 | | | |
| 新 | 谷 | 寅 | 三郎 | 参議院議員・自由民主党 |
| 堀 | 内 | 俊 | 夫 | 参議院議員・自由民主党 |
| 前 | 田 | 正 | 男 | 衆議院議員・自由民主党 |
| 吉 | 田 | 之 | 久 | 衆議院議員・民社党 |
| 政 | 界 | | | |
| 小 | 林 | | 喬 | 奈良県議会議員 |
| 新 | 谷 | 紘 | 一 | " |
| 杉 | 村 | 寿 | 夫 | " |
| 谷 | 井 | | 博 | " |
| 松 | 田 | 治 | 男 | " |
| 今 | 西 | 五 | 一 | 奈良市議会議員 |
| 加 | 藤 | 利 | 和 | " |
| 川 | 井 | 恵 | 三 | " |
| 城 | 本 | 幸 | 夫 | " |
| 広 | 岡 | 宇 | 三郎 | " |
| 青 | 木 | 長 | 一 | 生駒市議会議員 |
| 高 | 阪 | 寿 | 一 | " |
| 中 | 本 | | 勲 | " |
| 尾 | 西 | 楽 | 斉 | 大和郡山市議会議員 |
| 猶 | 原 | 太 | 三郎 | 大和高田市議会議員 |
| 唐 | 戸 | 一 | 夫 | 御所市議会議員 |
| 栗 | 本 | 駒 | 市 | " |
| 中 | 村 | | 昭 | 桜井市議会議員 |
| 川 | 本 | 好 | 央 | " |
| 石 | 井 | 基 | 之 | 橿原市議会議員 |

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

| | | | | |
|--------------|---|---|----|----------------|
| 西 | 谷 | 芳 | 雄 | 北葛城郡当麻町議会議員 |
| 八 | 幡 | 嘉 | 晴 | " 王寺町 " |
| 宮 | 田 | 仁 | 郎 | 磯城郡田原本町 " |
| 古 | 川 | | 博 | 宇陀郡菟田野町 " |
| 山 | 本 | 静 | 香 | 吉野郡下市町 " |
| 萬 | 谷 | 俊 | 一 | " 野迫川村 " |
| 福 | 本 | 一 | 吉 | " 上北山村 " |
| 辻 | 藤 | 太 | 郎 | " 天川村 " |
| 鎌 | 塚 | 正 | 行 | " 十津川村 " |
| 中 | 辻 | 直 | 温 | " " |
| 山 | 本 | 寿 | 次 | " " |
| 植 | 田 | 正 | 智 | 山辺郡都祁村 " |
| 森 | 岡 | 正 | 辰 | " " |
| 愛 | 水 | 典 | 慶 | 高市郡明日香村村長 |
| 吉 | 田 | | 勇 | " 議会議長 |
| 岸 | 下 | 利 | 一 | " 前村長 |
| 田 | 中 | 勇 | 治郎 | 元五条市市長 |
| 桜 | 本 | 義 | 秋 | 衆議院議員前田正男秘書 |
| 経 済 界 | | | | |
| 浅 | 田 | 国 | 莊 | 奈良ホテル取締役総支配人 |
| 飯 | 田 | 文 | 夫 | 福助(株)元取締役 |
| 池 | 之 | 畑 | 昌 | 池之畑工務店社長 |
| 石 | 澤 | 文 | 夫 | 住友生命郡山支部所長 |
| 井 | 上 | 平 | 祐 | 井上本店店主 |
| 今 | 里 | 英 | 三 | 近畿日本鉄道(株)取締役 |
| 今 | 西 | 正 | 一 | 今西金属工業(株)社長 |
| 今 | 西 | | 宏 | 今西薬品工業(株)代表取締役 |
| 上 | 杉 | | 力 | 上杉機工(株)社長 |
| 上 | 原 | 義 | 春 | 奈良日産社長 |
| 岡 | 本 | 信 | 彦 | 共同精版印刷(株)役員 |
| 奥 | 田 | 義 | 人 | オクダ教材社代表 |
| 小 | 野 | 恵 | 造 | 小野鉄工(株)社長 |
| 加 | 藤 | 和 | 美 | (株)加藤商会社長 |

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

| | | | | |
|---|---|---|----|----------------|
| 梶 | 島 | 良 | 光 | 山一証券(株)奈良支店長 |
| 上 | 川 | 雅 | 庸 | コテラ上川(株)代表 |
| 亀 | 井 | 勝 | 二 | 奈良交通(株)副社長 |
| 川 | 上 | 吉 | 明 | 川上広告(株)社長 |
| 河 | 口 | | 實 | (株)公益社代表取締役 |
| 河 | 村 | 善 | 次郎 | 飛鳥木材(株)社長 |
| 木 | 谷 | 善 | 次 | 日進堂製菓(株)社長 |
| 木 | 村 | 正 | 成 | 木村瓦(株)代表取締役 |
| 倉 | 田 | 文 | 平 | (株)天馬堂専務 |
| 蔵 | 本 | | 久 | クラモト自動車(株)社長 |
| 桑 | 津 | | 篤 | 桑津冷菓店主 |
| 甲 | 村 | 保 | 雄 | 大和高田商工会議所 |
| 小 | 柴 | | 薫 | 近畿電気工事(株)奈良支店長 |
| 小 | 林 | 麻 | 造 | (株)瓦宇工業所代表取締役 |
| 小 | 松 | 正 | 幸 | 奈良中央三菱自販(株)会長 |
| 笹 | 岡 | | 滋 | 笹岡鉄工(株)取締役社長 |
| 清 | 水 | 宏 | 吉 | 名阪食品(株)取締役社長 |
| 下 | 出 | 久 | 治郎 | (株)下出商会社長 |
| 島 | 田 | 大 | 和彦 | 柳寿司社長 |
| 島 | 田 | 和 | 重 | 柳寿司 |
| 末 | 広 | | 隆 | (株)末広洋服店代表取締役 |
| 菅 | | 真 | 哉 | 近鉄建設改良局次長 |
| 杉 | 山 | 嘉 | 一 | 杉山繊維工業(株)社長 |
| 高 | 嶋 | | 彌 | (株)たかしま社長 |
| 高 | 橋 | 善 | 次 | (株)司鶴屋徳満専務取締役 |
| 高 | 橋 | 正 | 隆 | 高橋製材所所長 |
| 竹 | 川 | 晴 | 雄 | 奈積工業(株)社長 |
| 辰 | 己 | | 清 | 奈良県トラック協会会長 |
| 巽 | | 宗 | 治 | 平和土地改良区理事長 |
| 田 | 中 | 新 | 一 | 大和高田商工会議所 |
| 田 | 中 | 誠 | 二 | 近鉄興業(株)社長 |
| 谷 | 井 | 孝 | 次 | 谷井興業(株)社長 |
| 塚 | 本 | 忠 | 廣 | 奈交商事(株) |

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

| | | | | |
|---|----|---|----|---------------------|
| 津 | 山 | 由 | 藏 | イーグル・クラブ(株)社長 |
| 徳 | 田 | 栄 | 作 | (株)奈作代表取締役 |
| 永 | 井 | 政 | 善 | 永井養魚場々主 |
| 中 | 川 | 政 | 一 | 中川タクシー |
| 中 | 谷 | 正 | 大 | 中谷酒造(株)社長 |
| 中 | 西 | | 淳 | (株)北和海産代表取締役 |
| 中 | 林 | 直 | 義 | (株)浅川組 |
| 中 | 村 | | 保 | 三共土地建物(株)代表取締役 |
| 野 | 尻 | 忠 | 正 | 奈良交通(株)常務 |
| 萩 | 原 | 清 | 治郎 | 萩原工業(株)社長 |
| 蜂 | 須賀 | 俊 | 雄 | 大森工業(株)社長 |
| 八 | 田 | 栄 | 二郎 | 奈良相互運送(株)社長 |
| 平 | 井 | 正 | 二 | 平井車輛(株)代表取締役 |
| 福 | 村 | 常 | 正 | フクショー(株)役員 |
| 福 | 本 | 正 | 俊 | (株)アサヒ倉庫社長 |
| 苜 | 阪 | 清 | 一 | (株)大和商事社代表取締役 |
| 堀 | 内 | 文 | 男 | 十五(株)社長 |
| 前 | 田 | 篤 | 治 | 特殊ベアリング製造(株)代表取締役 |
| 増 | 尾 | | 剛 | (株)増尾商店代表取締役 |
| 増 | 田 | 彌 | 内 | 増田製菓(株)会長 |
| 松 | 塚 | 善 | 一 | 松塚建設(株)代表取締役 |
| 松 | 本 | 太 | 平 | 大蜂堂薬品工業(株)取締役 |
| 宮 | 下 | 貞 | 嘉 | 奈良中央漬物(株)社長 |
| 麩 | | 哲 | 司 | 近鉄住宅建設(株)副社長 |
| 森 | 井 | 伊 | 重郎 | (株)森井商店店主 |
| 矢 | 野 | | 弘 | 三笠温泉土地(株)専務取締役 |
| 吉 | 田 | 武 | 男 | 吉田機電(株)社長 |
| 吉 | 岡 | 吉 | 太郎 | 吉岡商事社長 |
| 綿 | 谷 | 安 | 弘 | (株)呉竹精昇堂取締役社長 |
| 綿 | 谷 | 正 | 之 | (株)呉竹精昇堂 |
| 渡 | 辺 | 國 | 武 | トキワ印刷(株)社長 |
| 高 | 橋 | 二 | 郎 | 高橋商事代表 |
| 藤 | 井 | 春 | 雄 | (株)ニューディリーサービス代表取締役 |

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

| | | | | | |
|--------------|---|---|----|--------------|------|
| 吉 | 川 | 幸 | 栄 | (株)花内屋代表取締役 | |
| 百 | 地 | 嘉 | 明 | 代表取締役 | |
| 辻 | | 滋 | 子 | 代表取締役社長 | |
| 米 | 田 | 政 | 義 | 米田繊維(株)代表取締役 | |
| 野 | 村 | 繁 | 雄 | 会社役員 | |
| 木 | 村 | 良 | 太郎 | 大和高田市商工会議所 | |
| 大 | 館 | | 進 | 会社役員 | |
| 佐 | 々 | 木 | 正 | 勝 | 会社役員 |
| 宗 教 界 | | | | | |
| 井 | 川 | 定 | 澄 | 瑞花院住職 | |
| 池 | 嶋 | 八 | 朗 | 正念寺 " | |
| 伊 | 藤 | 将 | 瑞 | 称名寺 " | |
| 井 | 村 | 良 | 囊 | 金輪院 " | |
| 大 | 原 | 最 | 俊 | 正暦寺 " | |
| 加 | 島 | 諦 | 信 | 如意輪寺 " | |
| 久 | 我 | 高 | 照 | 法華寺 " | |
| 倉 | 本 | 泰 | 尚 | 帯解寺 " | |
| 河 | 野 | 清 | 晃 | 大安寺 " | |
| 里 | 村 | 心 | 照 | 長弓寺宝光院 " | |
| 辻 | 本 | 良 | 尊 | 栄山寺 " | |
| 野 | 澤 | 密 | 厳 | 王蔵院 " | |
| 日 | 見 | 菊 | 千代 | 寂照寺 " | |
| 松 | 林 | 隆 | 安 | 法善寺 " | |
| 松 | 本 | 実 | 道 | 宝山寺 " | |
| 森 | 田 | 孝 | 隆 | 興善寺 " | |
| 吉 | 川 | 己 | 山 | 景德寺 " | |
| 鷲 | 尾 | 晋 | 隆 | 東大寺地藏院 " | |
| 前 | 川 | 空 | 識 | 金剛山寺 " | |
| 梅 | 木 | 春 | 和 | 鏡神社宮司 | |
| 大 | 宮 | 兼 | 守 | 氷室神社 " | |
| 加 | 藤 | 嘉 | 一 | 波宝神社 " | |
| 中 | 山 | 和 | 敬 | 大神神社 " | |
| 藤 | 井 | 秀 | 計 | 御霊神社 " | |

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

| | | | |
|---|---|-------|-------------|
| 牧 | 野 | 基 | 菅田神社宮司 |
| 吉 | 村 | 光 貞 | 石園座多久虫玉神社 " |
| 大 | 三 | 和 富美子 | 太陽の家・齋主 |
| 萩 | 元 | 明 信 | 融通念仏宗前宗務総長 |
| 松 | 本 | イ シ | 生長の家白鳩会会長 |
| 松 | 井 | 八重子 | " " 副会長 |
| 吉 | 川 | 義 俊 | 宇宙経綸基礎本部 |

防衛関係

| | | | |
|---|---|-----|--------------------------|
| 家 | 治 | 久 男 | 自衛隊父兄会 |
| 池 | 上 | 輝 雄 | " 理事 |
| 今 | 仲 | 昌 達 | " 東部地区理事 |
| 岩 | 井 | 都 夫 | " ^(ママ) 東和地区会長 |
| 梅 | 木 | 繁 雄 | " 北和地区理事 |
| 岡 | 田 | 忠 一 | " |
| 岡 | 村 | 八重子 | " 理事 |
| 竹 | 島 | 新 二 | " |
| 土 | 田 | 喜代次 | " 中和地区理事 |
| 坪 | 田 | 航 平 | " |
| 中 | 川 | 保 | " 中和地区理事 |
| 樋 | 口 | 安太郎 | " 五条支部長 |
| 藤 | 沢 | 音治郎 | " |
| 藤 | 田 | 助 弘 | " |
| 藤 | 田 | 安 夫 | " |
| 堀 | 内 | 克 則 | " |
| 増 | 田 | 豊治郎 | " 理事 |
| 南 | | 清 逸 | " |
| 峰 | 村 | 常 雄 | " |
| 奥 | | 康 隆 | " 理事 |
| 木 | 村 | 八 造 | 防衛協会常任理事 |
| 倉 | 西 | 松 男 | " 理事長 |
| 関 | 本 | 義 之 | " |
| 瀬 | 田 | 時 子 | " |
| 竹 | 村 | 菊 治 | " 理事 |

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

| | | | | |
|---|---|---|----|-----------|
| 辻 | 井 | 秀 | 光 | 防衛協会理事 |
| 寺 | 口 | 幸 | 太郎 | " 評議員 |
| 仲 | 谷 | 一 | 郎 | " 理事 |
| 西 | 川 | 幸 | 男 | " |
| 藤 | 本 | 平 | 三 | " |
| 前 | 田 | 清 | 治 | " 常任理事 |
| 松 | 村 | 健 | 造 | " |
| 宮 | 本 | 信 | 義 | " 常任理事 |
| 森 | 田 | | 一 | " |
| 八 | 尾 | 清 | 次郎 | " |
| 吉 | 田 | 平 | 治 | " 理事 |
| 吉 | 川 | 義 | 輝 | " 常任理事 |
| 田 | 中 | 品 | 子 | " |
| 岡 | 田 | 又 | 一 | " 常任理事 |
| 稲 | 田 | 五 | 郎 | 隊友会 |
| 今 | 田 | 賢 | 司 | " |
| 川 | 井 | 八 | 郎 | " 副会長 |
| 河 | 端 | 茂 | 登喜 | 隊友会北和地区会長 |
| 川 | 村 | 重 | 信 | " |
| 澤 | 井 | 栄 | 次 | " |
| 新 | 土 | 居 | 美 | " |
| 中 | 西 | | 博 | " |
| 南 | | 栄 | 造 | " |
| 山 | 名 | 逸 | 郎 | " 名誉会長 |
| 吉 | 本 | 敏 | 典 | " 参与 |
| 今 | 中 | 真 | 次 | 奈良聯隊会 |
| 梅 | 本 | 康 | 雄 | " |
| 木 | 崎 | 博 | 文 | " |
| 熊 | 本 | 季 | 治 | " |
| 新 | 谷 | 周 | 治 | " |
| 志 | 水 | 乾 | 祐 | " |
| 田 | 中 | 角 | 太郎 | " |
| 田 | 中 | 辰 | 太郎 | " |

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

| | | | | |
|---|---|---|----|-------------|
| 辻 | 谷 | 勝 | 己 | 奈良聯隊会 |
| 中 | 植 | 昌 | 幸 | " |
| 中 | 村 | 友 | 好 | " |
| 福 | 山 | 政 | 之 | " |
| 岡 | 本 | | 聖 | 大阪騎兵連隊会名誉会長 |
| 服 | 部 | 関 | 治郎 | 元自衛隊父兄会事務局長 |
| 山 | 内 | 教 | 詮 | 生駒くろがね会 |
| 吉 | 田 | 新 | 治 | " 相談役 |

各種団体

| | | | | |
|---|---|---|----|------------|
| 稲 | 葉 | 忠 | 温 | 奈良県至誠会理事 |
| 奥 | 田 | | 暢 | " 常任理事 |
| 谷 | 合 | 俊 | 男 | " 副会長 |
| 土 | 谷 | 金 | 次 | " 理事 |
| 堂 | 浦 | 平 | 八郎 | " 常務理事 |
| 長 | 野 | 安 | 晴 | " 副会長 |
| 西 | 山 | 雅 | 啓 | " 副理事長 |
| 福 | 田 | リ | ヨ | " 常務理事 |
| 藤 | 岡 | 道 | 能 | " 婦人部長 |
| 松 | 尾 | 徳 | 三 | " 常任理事 |
| 山 | 下 | 孫 | 八郎 | " 理事長 |
| 野 | 口 | 松 | 子 | " 婦人部副部長 |
| 上 | 田 | 嘉 | 春 | 奈良県軍恩連盟副会長 |
| 上 | 西 | 英 | 一 | " |
| 岡 | 田 | ミ | サヲ | " |
| 岡 | 本 | 政 | 子 | " 婦人部長 |
| 尾 | 北 | 弥 | 四郎 | " 大柳生支部長 |
| 坂 | 上 | 義 | 顕 | " 理事長 |
| 中 | 岡 | 忠 | 義 | " 山添支部長 |
| 中 | 田 | 孝 | 道 | " 監事 |
| 橋 | 本 | 晋 | 悉 | " |
| 東 | 谷 | | 猛 | " 月ヶ瀬村理事 |
| 福 | 井 | | 勇 | " |
| 堀 | | 保 | 司 | " 監事 |

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

| | | |
|--------------|-----|---------------|
| 松本 | 淳 | 奈良県軍恩連盟 |
| 安田 | 敏信 | " |
| 山本 | 源次郎 | " |
| 樫岡 | 正治 | " |
| 仲谷 | 常治 | " 理事 |
| 小松 | 広嗣 | 内吉野傷痍軍人会会長 |
| 小谷 | 又市 | 奈良市 " |
| 小西 | 勉 | 都祁村 " |
| 岩井 | 重憲 | 前光明実践委員会議長 |
| 佐藤 | 又一 | 奈良県製薬協同組合理事長 |
| 田口 | 利雄 | " 遺族会副会長 |
| 竹内 | 春夫 | " 陸士会 |
| 田守 | 金司 | 初瀬至誠会会長 |
| 辻本 | キミ | 奈良県母子福祉連合会会長 |
| 中江 | 左右一 | 国民協会奈良県支部事務局長 |
| 中岡 | 勝二 | 奈良県済生会事務局長 |
| 名古屋 | 金司 | 五条市体育協会会長 |
| 西田 | 一郎 | 老人クラブ会長 |
| 福塚 | 清嗣 | 五条市農協組合長 |
| 藤村 | 耕市 | 万年青年クラブ会長 |
| 古瀬 | 修 | 青年会議所 |
| 吉村 | 勇治郎 | 新庄農協組合長 |
| 塩澤 | 隆治 | 国際勝共連合奈良県本部長 |
| 阪井 | 敬子 | 奈良県自民党婦人副部長 |
| 喜多 | 良子 | 斑鳩町子供会事務局長 |
| 笹岡 | 伊一郎 | 生政連奈良県委員長 |
| 永井 | 正夫 | 組合理事長 |
| 教 育 界 | | |
| 寺尾 | 勇 | 奈良教育大学名誉教授 |
| 延兼 | 数之助 | " |
| 吉井 | 宗平 | 天理大学教授 |
| 景山 | 春樹 | 帝塚山大学教授 |
| 石川 | 兵衛 | 奈良県立医科大学教授 |

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

| | | | | |
|---------------------|---|---|----|-----------------|
| 浜 | 田 | 武 | 雄 | 奈良文化女子短期大学教授 |
| 宮 | 田 | | 和 | 〃 |
| 福 | 島 | 敏 | 之 | 奈良芸術短期大学教授 |
| 富 | 土 | 本 | 昇 | 〃 |
| 金 | 城 | 徳 | 長 | 元西原中学校教頭 |
| 中 | 条 | | 巖 | 奈良県教育委員会嘱託 |
| 西 | 谷 | 宗 | 一 | 王寺町教育委員 |
| 平 | 井 | 治 | 三郎 | 王寺町社会教育委員会議長 |
| 鳥 | 岡 | 信 | 夫 | 天理市教育委員 |
| 医学 ^(㉔) 会 | | | | |
| 有 | 山 | 武 | 兵衛 | 医療法人相和会 有山診療所会長 |
| 大 | 江 | 正 | 次 | 元歯科医師会会長 |
| 岡 | 村 | 吾 | 郎 | 岡村産婦人科院長 |
| 蔵 | 本 | 聡 | 子 | 蔵本医院 |
| 酒 | 本 | 将 | 昭 | 酒本医院院長 |
| 白 | 鳥 | 常 | 男 | 奈良県立医科大学病院長 |
| 杉 | 原 | 健 | 治 | 杉原医院院長 |
| 谷 | | 信 | 正 | 医師会代議員会議長 |
| 中 | 島 | 佐 | 一 | 大阪厚生病院院長 |
| 山 | 岸 | 陸 | 男 | 奈良県医師会副会長 |
| 小 | 延 | 知 | 暉 | 大川橋診療所所長 |
| 文化人 | | | | |
| 川 | 口 | 久 | 勝 | 近畿借行会 |
| 辰 | 己 | 利 | 文 | 大和歌人協会幹事長 |
| 永 | 野 | 太 | 造 | 古美術写真家 |
| 長 | 谷 | 太 | 郎 | 大和路画家 |
| 平 | 田 | 華 | 邑 | 書道家 |
| 平 | 田 | 峻 | 三 | 画家 |
| 法曹 ^(㉕) 会 | | | | |
| 池 | 田 | 良 | 之助 | 弁護士 |
| 石 | 井 | 政 | 一 | 〃 |
| 河 | 辺 | 幸 | 雄 | 〃 |

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

一般名士

| | | |
|-----|-----|--------------|
| 出川 | 忠繁 | 保護司 |
| 泉 | 市郎 | |
| 上山 | 良造 | 農業 |
| 浦久保 | 元二 | 人権擁護委員 |
| 王陰堂 | 敦己 | 果樹園栽培 |
| 大鎌 | 淳正 | |
| 大西 | 一夫 | 自治会会長 |
| 大橋 | カズエ | |
| 大東 | 楯石 | |
| 喜多 | 楯二 | |
| 北浦 | 謙二郎 | 奈良日日新聞社 |
| 島田 | 実 | |
| 清水 | 正一 | 神社職員 |
| 高垣 | 末太郎 | 自営業 |
| 樽井 | 鎧太郎 | 人権擁護委員 |
| 塚本 | 義一 | 水利組合長 |
| 辻 | 義満 | |
| 辻本 | かつ代 | 元五条市婦人会長 |
| 中嶋 | 良次 | 公認会計士 |
| 仲村 | 忠雄 | 税理士事務所所長 |
| 畠山 | 治 | 立川渡郵便局長 |
| 東田 | 忠雄 | |
| 布江田 | 勝己 | |
| 福村 | 洋治 | |
| 福本 | 喜久子 | ブライダル協会松竹梅会長 |
| 福本 | 正一 | 元神職 |
| 藤村 | 耕司 | |
| 三浦 | 富太郎 | 果樹園経営 |
| 森嶋 | 康夫 | |
| 八百 | 香織 | |
| 山崎 | 敏子 | ヤマザキ診療所 |
| 山中 | 薫 | 会社代表 |

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

松 本 健 蔵
 松 本 千 代 子 書道教室
 中 村 良 夫

—以 上—

{呼びかけ人 17名
 発 起 人 343名
 総計 360名

奈良県民会議入会の御案内

役員名簿 (順不同・敬称略)

| | | | |
|-------|-----------|---------|-----------|
| 議 長 | 近 東 弘 七 | 運営委員長 | 岡 田 正 治 |
| 副 議 長 | 安 藤 四 良 | 運営副委員長 | 稲 葉 忠 温 |
| | 平 井 良 一 | | 小 舟 迪 夫 |
| | 茨 木 基 則 | 運 営 委 員 | 62 名 |
| | 北 谷 義 治 | 監 事 | 北 尾 己 代 次 |
| | 倉 西 松 男 | | 松 井 婦 一 |
| | 山 下 孫 八 郎 | 事 務 局 長 | 平 野 楯 夫 |
| 顧 問 | 緒 方 準 一 | 会 計 | 松 本 淳 |
| | 河 野 清 晃 | | (4月8日現在) |
| | 入 江 泰 吉 | | |
| | 小 出 縫 二 | | |
| | 小 山 恭 二 | | |
| | 他 | | |

56 年 度 会 費

| 区 分 | 会 員 種 別 | |
|-------------|------------|----------------|
| | 普 通 会 員 | 特 別 会 員 |
| 個 人 会 員 | 年 額 3,000円 | 年額一口 10,000円以上 |
| 法 人 団 体 会 員 | 〃 10,000円 | 〃 30,000円以上 |

会費振込先

- 南都銀行あやめ池支店 口座番号(普) 0 1 3 3 9 2
 スパイ防止法制定促進奈良県民会議
- 郵便振替口座 京都 4 3 2 6 5
 スパイ防止法制定促進奈良県民会議

機密保護法(スパイ防止法=仮称)制定促進
に関する意見書採択についての要望書

昭和56年 月 日

殿

スパイ防止法制定促進奈良県民会議

議 長 近 東 弘 七
運営委員長 岡 田 正 治

今や80年代の世界は大きく揺れ動いている。我が国も決してその例外ではありません。特に北辺の脅威は日増しに募りつつあり、世界各地における情勢必ずしも平穏ならざる現況に鑑み、国の平和と安全を揺ぎないものとするためには、自衛力の増強と同列に於て、国家の機密を厳しく防守することが強く考慮されるべき時であると存じます。ところが、諸外国では、外交・防衛など重要な国家機密を保護するため、法令を完備しているのですが、わが国は、独立国として当然同じ状況にありながら、いまだ機密保護の法制が不備であるため「スパイ天国日本」とさえ呼ばれている現状であります。特に昨年の防衛庁スパイ事件や、レボ船事件、そして神奈川県で起ったソ連製スパイ用無線機の発見等は、これを如実に示す証左といえましょう。これは、国民の不安材料であるばかりでなく、友邦近隣諸国にとっても、不安な材料として指摘されつつあるところであります。

わが国が自由で民主的な国家として繁栄し、独立と安全を保持し、住民生活を今後とも確保・防衛していくためには、その基本となる機密保護法の関係法を、一日も早く制定することが緊急の課題となっているのであります。

奈良では、かかる世論の盛り上りを背景に、去る3月14日、県民を代表する400名にのぼる発起人によって「スパイ防止法制定促進奈良県民会議」が結成され、満場一致を以って、機密保護法制定促進に関して広く一大県民運動を展開することが決議されました。以降、当該法制定のための国民的気運は大きな盛り上りを見せ、これまでに264の各地方議会で意見書が採択されるに至り、この六月議会での一層の進展が予想されます。

つきましては、上記事情御考慮の上、スパイ防止法(国の防衛と安全に係る国家機密保護に関する法律)制定促進に関する意見書を採択せられ、政府及び衆参両院に送付して下さる様、謹んで要望致します。

② 県民会議入会案内パンフ

奈良県民会議とは

激動の80年代という言葉の示す通り、現下の世界情勢はイン
ドシナ、アフガン、中東、ポーランド等緊迫の度を深め、常に
一触即発の破局への危険性をはらんでおります。

わが国として、その影響下にあることはもとより、北方領土の
ソ連軍基地の問題、北海道におけるレボ船事件の続発、更には
昨年1月の防衛庁スパイ事件等、既に内部から平和と安全が侵
蝕されている現状であります。昨今急速に高まっている防衛論
議も、戦後タブー視されてきた諸条件をしっかりと見直し、是
正すべきとする健全な国民精神の目覚めと言えましょ。

ところで国防上の盲点となっているのが、わが国にはいまだ
スパイ防止法がない、易々と国家機密が外国に盗まれていると
いう事実であります。国際スパイの暗躍を許している「スパイ
天国」日本の現状は、今や日米を基軸とする自由陣営の国家同
士の信頼関係に支障を及ぼし、レーガン・鈴木会談以後の一連
の日米間のゴタゴタ騒ぎの大きな形成要因になっております。
宮永事件に見る通り、「国を売る」ような大罪に対し、現行法
ではわずか懲役1年の罰則でしかなく、国の根幹ひいては国民
の生命、財産、更には道徳、倫理にまで悪影響を及ぼすものと
断ぜざるを得ません。独立国家としての前提を整備し、国防努
力の実効を上げるべく、国民の良識の声が集い、一日も早くス
パイ防止法の制定を、と盛り上がって来たことは、けだし当然
と言えましょ。今やこの運動は、全国的にその地方組織（府
県民会議）を擁し、国民世論の沸騰こそ政府の決断を促すとし
て、熱気あふれる新しい国民運動となって展開されております。

スパイ防止法制定促進 奈良県民会議



〒631 奈良市あやめ池南4丁目4-18

TEL: 0742-46-9152

奈良県民会議は、そのような背景のもと、3月14日全国で40番目の地方組織として結成され、以後多方面の法制定促進活動に取り組んで参りました。

奈良県民会議は、運動の趣旨を遂行する為、次のような事を行なっております。

1. スパイ防止法の必要性を県民に宣伝・啓蒙
2. スパイ防止法の制定の為、政府並びに国会への請願活動
3. 地方議会での議会決議の促進
4. 市町村支部の結成、組織の拡充
5. 講演会、研修会、シンポジウム等の開催

県民の皆様には、本会議の趣旨を御理解の上、奮って御入会いたいただきますと共に、今後の組織拡充に御協力をお願い申し上げます。

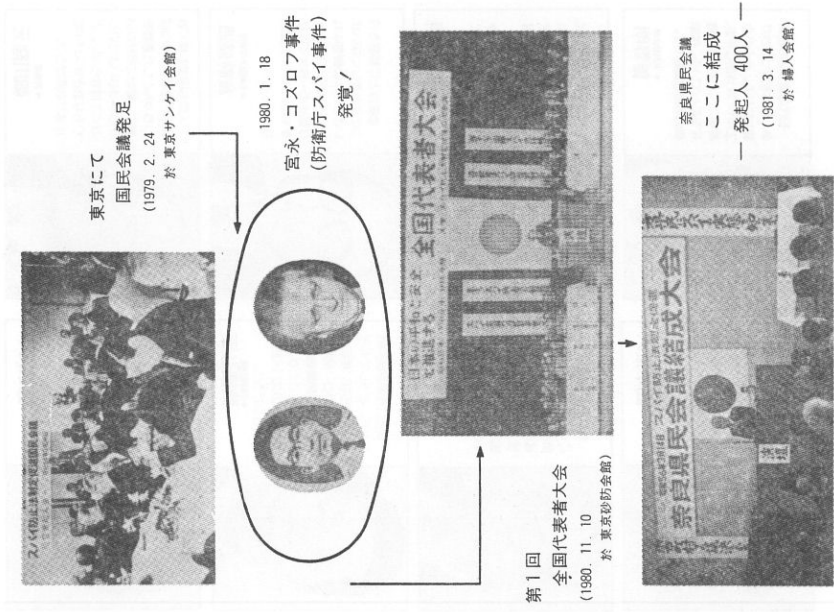
会員及び会費の年額は、次の通りとなっております。

| | 普通会員 | 特別会員 |
|--------|-----------|----------------|
| 個人会員 | 年額 3,000円 | 年額一口 10,000円以上 |
| 法人団体会員 | " 10,000円 | " 30,000円以上 |

スパイ防止法制定促進奈良県民会議

連絡先 〒631 奈良市あやめ池南4丁目4-18
電話 (0742) 46-9152

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)



③ 議会対策の作戦会議——県民会議運営委員会レジюме

解説 1981年8月3日におこなわれた県民会議運営委員会の議事次第を示す資料。
資料中の四の(1)から市議会対策の状況がよくわかる。

8月3日 第3回運営委員会次第

- 一、議長挨拶及び7月19日関西ブロック連絡協議会結成大会報告
 - 二、全国及び県内の議会決議情況説明(別紙参照)
 - 三、杉村寿夫県議会議員による特別報告
 - ① 6月24日県議会が意見書を採択
 - ② この目で見た「東西欧州事情」
 - 四、議事
 - (1) 9月議会への展望と各市議会対策
 - 九市議会対策特別委員会設置
九市議会議長会会長中本清太郎氏(生駒市議会議長)に動いていただく 各市
選出の県議員にも
 - 全保守系市議員に意見書採択要望の文書を発送
 - 事前に議員説明会を開く
 - (2) 財政情況について
 - (3) 会員の拡大情況について
 - (4) 今後の活動計画
 - 秋の県民大会(第1回運営委員会の時に、10月上旬か中旬にと内定)
規模、内容、場所などを検討
細部は企画委員会(吉田新治委員長)と事務局で企画、具体化
 - 役員及び運営委員向けの研修会(時局問題、左翼対策等理論武装をはかる)
 - (5) その他
- ④ 議会対策の手引き(全国組織テキストより)

解説 議会対策に関連して、県民会議の資料ではないが、全国組織であるスパイ防止法制定促進国民会議が議会における議決に至る詳細な手続の方法を示しているので参考資料として示しておきたい。綿密な調査と働きかけを通じて議決にもっていく経過が手にとるようによくわかる資料である。資料は、国民会議編、研修用テキスト(LECTURE NOTE)『スパイ防止法ノート』(昭和55年10月1日発行)から該当部分(P.40~41)を引用。

5 「意見書」議会上程の手続き

① 議会決議の方法

議会に議案が提出される迄には、次の二つの具体的方法がある。

イ、議員提案による方法

1、スパイ防止問題の資料を持って、法制化要求の議決を頼みに次のような関係のある議員に会い説明する。

- 県民会議に参加団体の中の推薦議員
- 日頃から顔見知りで信頼出来る議員（親戚、友人、知人の議員）
- 当選回数が多く熱心に動いてくれる議員。

2、一度議員に頼んだら、頼みっぱなしにするのではなく、最後まで常にチェックして見届けることが必要である。

特に本会議までの重要なポイントに議会運営委員会があり、議会運営委員長や構成委員・党派への働きかけが必要。

ロ、請願陳情による方法

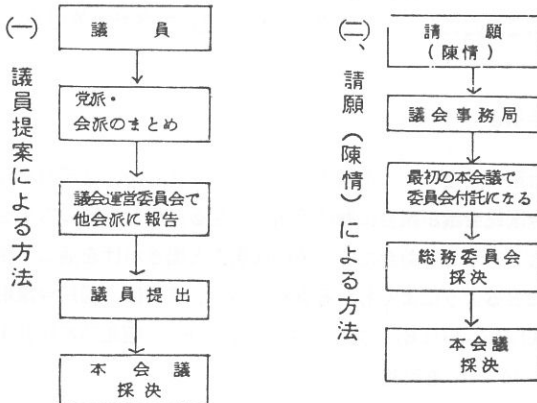
1、請願（陳情）による方法は、まず請願（陳情）書を作成し、これを議会に通し本会議に提出するが、特に議長が熱心であって、関係ある議員がいる場合に有利に働く。

、民間有志団体多数の連名で請願書を作成し、議員数名の紹介をとり（紹介議員は何名必要なのか議会事務局に問い合わせる）、この書類を本会議開会前までに議会事務局に提出する（開会が押し迫ってより、早い時期に手続きを済ませる）。

3、議長、副議長に会見を申し込み、この問題に取り組んでもらうよう説得する。

4、議長が承諾すれば、問題は、総務委員会（各党派の代表十名前後で構成されている）の決定で、その委員にスパイ防止問題をどれだけ理解してもらえるかが問題となる。議長とよく相談して、総務委員会の委員並びに自民党幹事長、政調会長等にも資料を手渡し、説明して回る必要がある。この総務委員会で採択されれば、本会議での採択はほぼ間違いない。

5、最後まで気を弛めることなく、常に議案の進展状況を確認し、出来るだけ多くの議員と直接接触する



② 議決への対策

イ、事前調査

- 1、未議決の市区町村の議会日程（本会議、議会運営委員会、総務委員会）の調査。
- 2、同議会の党派別議員数及び正副議長の党派、又議会運営委員会、総務委員会の党派別構成議員の調査。
- 3、県下の市長会、市議会議長会、町村議長会、町村議会議長会の開催日程の調査。
- 4、窓口、紹介議員となり得る議員の調査。
- 5、これまでの推進状況の調査。

ロ、事前調査に基づく、県市区町村別の対策会議（県民会議）の開催

- 1、未議決議会に団体毎の責任者を設ける。
- 2、各団体の横の連絡を密にとり、タイムリミットを考慮して本会議終了迄の日程と取り組み計画の作成。

ハ、議案提出、準備と提出

- 1、議員提案、請願のどちらにしても数名の協力議員が必要であり、民間団体の結束も、議決への力として必要で、どちらでも出来る体制作りが必要。
- 2、ある程度話しが詰った段階で、その議会の特色等考慮し、議長、信頼出来る議員と相談してどういう形であるかを定める。
- 3、議長（議会）により請願（陳情）提出は継続となる場合があるため、出来るだけ議員を説得し議員提案の方がよい。

③ 議決への必要事項

イ、窓口議員を必ず設ける

- 1、県民会議参加団体との関係のある議員にまず当る。
- 2、議長にお願いするにも、議員の紹介で議長に会った方がいいし、常に連絡をとり合い状況をつかむためにも窓口議員を設けることが必要最低条件である。
- 3、議長と直接コネがある場合でも、議長にこの問題で動いてくれる議員を紹介してもらい、その議員と常に行動をとったり、連絡をとり合う。

ロ、議長、議運委員長の説得（但し保守系議長の場合のみ）

ハ、自民党一幹事長、政調会長、議員会長（総務会長）への働きかけ

以上の何役かが集まり最終的に結論を出す、それぞれが多忙で、状況がいつ変わるかも知れないので常によく連絡をとる。

ニ、各団体の結束

出来るだけ多くの団体を結集する。

ハ、研修会

スパイ防止法の研修会を開き、議会での社共などの反論に備える。

一問一答形式の学習が必要

⑤ 各市議会に対する議決依頼

解説 県民会議が各市議会に出した促進決議議決依頼書を示す。(イ)の資料は、1981年8月13日付で県民会議が各市議会に出したもので、この時点では、県内の21議会ですでに議決されていたが、市段階ではゼロであり、資料③で出された方針にもとづく重点的な運動の一つとしておこなわれたようである。(ロ)は同様の文書で、1982年2月1日付で大和郡山市議会宛に出されたもの。全く同一の文書は同年12月7日付で奈良市議会にも出されている。これは(イ)の段階での工作が成功せず、生駒市をのぞいて議会での決議にこぎつけられなかった状況の下で、改めて各市議会に議決を要請した文書である。

(イ) 各市議会への議決依頼文

スパイ防止法(機密保護法)制定促進に関する意見書の議決依頼

議会事務局長 殿

謹啓 時下益々御清栄のことと存じ上げます。

御承知のように、80年代の国際情勢はソ連の脅威を中心に激動を続け、わが国も防衛体制の大転換を余儀なくされております。とりわけ「間接侵略」から日本を守るスパイ防止法の制定が何よりも先決との声は日に日に高く全国を覆うに到っております。その証左は、全国各地における議会での当該法制定促進の意見書採択増大の事実であり、まさに燎原の火の如き勢いであります。

わが奈良県下でも他資料にある通り、県議会を筆頭に20の町村が先般議会決議を成しとげ、流石は歴史と伝統の地・奈良との評価を受けております。

当運動に関しては、関係資料御参照の上更に理解を深めて下さり、何卒今回はいよいよ待望の貴市議会に於て9月定例議会時にこの議決を果していただき法制化実現の道を大きくお開き下さる様謹んで要望致します。

敬具

昭和56年8月13日

スパイ防止法制定促進 奈良県民会議

議長 近 東 弘 七 (県防衛協会会長
奈良商工会議所副会頭)

運営委員長 岡 田 正 治 (奈良聯隊会会長)

事務局長 平 野 楯 夫 (元県会副議長
県農協中央会副会長)

他 役 員 一 同

(ロ) 大和郡山市への議決依頼文

「スパイ防止法制定促進に関する意見書」の議決依頼

1. 議決依頼の要旨

諸外国は、防衛・外交上の重要な国家機密を守るための法律を整備しています。

しかしながら、わが国は独立国家として当然の国家機密を持ちながら、それを守るための法律がまだまだ整っておらず、まさに「スパイ天国・日本」と呼ばれる有様です。従って、現在の自由で民主的なわが国の平和と安全を守るために、スパイ防止法は不可欠と考え、その制定の議決を依頼する次第です。

即ち、貴議会におかれまして、スパイ防止法制定促進の決議をされた上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を内閣総理大臣及び総理府総務長官に本会議の決議として送付されるように要請致します。

2. スパイ防止法制定促進に関する意見書(案)

現在、世界各国においては自由主義国家、社会主義国家を問わず防衛・外交上の重要な国家機密を保持するための法律を定め、スパイ行為を厳重に処罰しているところである。

しかし、我が国は、独立国でありながら、国家機密を保護するための法律が整備されていないため、スパイ活動はまさに野放しの状況にある。

よって、政府におかれては、我が国が自由で民主的な国家の存立を保持し、平和で安全な国民生活を守るため、スパイ防止に関する法律の早期制定を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

議長 西川政一 殿

議員 各位 殿

昭和57年2月1日

スパイ防止法制定促進奈良県民会議

| | | |
|-----|---|-----------|
| 議長 | 長 | 近 東 弘 七 |
| 副議長 | 長 | 安 藤 四 良 |
| | | 茨 木 基 則 |
| | | 北 谷 義 治 |
| | | 倉 西 松 男 |
| | | 平 井 良 一 |
| | | 山 下 孫 八 郎 |

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|----|
| 顧 | 問 | 奥 | 野 | 誠 | 亮 |
| | | 前 | 田 | 正 | 男 |
| | | 吉 | 田 | 之 | 久 |
| | | 新 | 谷 | 寅 | 三郎 |
| | | 堀 | 内 | 俊 | 夫 |
| | | 入 | 江 | 泰 | 吉 |
| | | 緒 | 方 | 準 | 一 |
| | | 小 | 出 | | 縫 |
| | | 河 | 野 | 清 | 晃 |
| | | 小 | 山 | 恭 | 二 |
| | | 狭 | 川 | 明 | 俊 |
| | | 杉 | 田 | 一 | 次 |
| 運 | 営 | 岡 | 田 | 正 | 治 |
| 委 | 員 | 平 | 野 | 檜 | 夫 |
| 長 | | 他 | 役 | 員 | 一 |
| 事 | 務 | | | | 同 |
| 局 | 長 | | | | |

⑥ 町村議会議長会会長から各町村議会への促進決議の議決要請文

解説 町村議会の議決については、県民会議の根まわしとともに、以下に示す町村議会議長会理事会の決定にもとづく議長会会長名の議決要請文(81年6月12日付)が決定的な役割を果たしたものと考えられる。資料③の四(1)にある市議会対策とあわせ、議会工作並びに議長会の積極加担を示す資料である。

奈 町 村 議 第 1 3 7 号

昭 和 5 6 年 6 月 1 2 日

各 町 村 議 会 議 長 殿

奈良県町村議会議長会

会 長 武 安 正 男

「機密保護法(スパイ防止法=仮称)制定促進に
関する意見書」について

スパイ防止法制定促進奈良県民会議から、わが国の重要な防衛、外交上の国家機密を守るための法律を一日も早く制定できるよう、各町村議会において「機密保護法(スパイ

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

「スパイ防止法(仮称) 制定促進に関する意見書」を議決していただきたいとの依頼がありました。

この取扱いについて議長会理事会で協議の結果統一した意見書を作成し、各町村の6月定例議会又は9月定例議会での議決方をお願いすることになりました。

つきましては、別紙意見書(案)を送付いたしますので、よろしくご配慮下さいますようお願い申し上げます。

なお、この意見書を議決された上は、内閣総理大臣及び総理府総務長官へご送付下さるよう併せてお願いいたします。

機密保護法(スパイ防止法=仮称)制定促進に関する意見書(案)

諸外国では、外交、防衛など重要な国家機密を保護するため法令を完備しているが、わが国は独立国として当然同じ状況にありながら、いまだ機密保護の法制が不備であるため「スパイ天国日本」とさえ呼ばれている現状である。

わが国が自由で、民主的国家として繁栄し、独立と安全を保持するためには、その基本となる機密保護関係法を一日も早く制定することが緊急の課題である。

よって、政府におかれては、その法制化を早急に促進されるよう強く要望する。

上記、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和 56 年 月 日

町
村
議
会

⑦ 昭和58年度県民会議総会

解説 1983(昭和58)年5月1日におこなわれた県民会議総会(於奈良商工会議所)の「昭和58年度総会資料」から、(イ)県民会議活動経過、(ロ)昭和58年度運動方針並びに総会決議文を示すことにする。(イ)では、議会対策や奈良県選出の奥野代議士への陳情が目立つ。 (ロ)の運動方針では、県下での未議決議会対策を最重点にし、国会対策や一般啓蒙運動をすすめていくことが示されている。

(イ) 県民会議活動経過

= 奈良県民会議・結成から今日まで =



《 5 6 年 》

- 3月14日 県民会議結成大会
(於 婦人会館)
- 4月 4日 第1回運営委員会
- 4月20日 関西合同役員会
(議長、運営委員長
参加)
- 5月初旬 地元選出国會議員
の請願
- 5月～6月 6月議会での議決
促進の為、県下市
町村を回る
- 5月19日 全国役員総会
(於 東京タカラホ
テル)
近東議長参加
- 5月22日 第2回運営委員会
- 5月25日 生駒市議会にて
議員説明会
- 6月 9日 関西合同役員会
- 6月19日 上牧町議会にて議員
説明会

6月24日 奈良県議会議決
(県としては全国12
番目)

- 7月13日 県民会議役員会
- 7月19日 関西ブロック連絡協議
会結成大会及びシンポ
ジウム(於 大阪中之
島センタービル)
奈良から議長、運営委
員長はじめ20名参加
- 7月21日 商工会議所にて講演の
奥野法相に報告、陳情
- 8月 3日 第3回運営委員会
- 8月～9月 9月議会での議決促進
の為、市町村を回る。
- 9月27日 第4回運営委員会及び
研修会
講師：赤城 勲氏
- 10月15日 県庁内県政記者室にて
記者会見
(平野事務局長)
- 10月17日 第1回奈良県民大会
(於 商工会議所ホー
ル)
栗栖弘臣氏講演
- 11月 4日 第2回全国役員総会
岡田運営委員長
参加(於 東京、日本
海運クラブ)

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

- | | | | |
|---------|-------------------------------|--------|----------------------------------|
| 11月14日 | 第5回運営委員会及び 研修会 講師：坂詰 博氏 | 5月 | 第8回運営委員会 |
| 11月～12月 | 12月議会での議決促進の為、市町村を回る | 6月 3日 | 第9回運営委員会 |
| 12月 1日 | 橿原市議会議員懇話会 大和高田市議会議員懇話会 | 7月20日 | 第10回運営委員会 |
| 12月 3日 | 御所市議会議員懇話会 | 8月 8日 | 第4回関西合同役員会 |
| | | 11月23日 | 第11回運営委員会 |
| | | 12月14日 | 「平和と安全」号外配布 |
| | | 12月16日 | 「スパイ天国日本・KGB狙いうち」「急げ！スパイ防止法を法制化」 |

《57年》

- 1月23日 第6回運営委員会
- 1月27日 未議決市町村議会へ要
- 2月 1日 望書を提出
- 2月21日 関西合同役員会
議長ほか5名参加
- 2月27日 県民会議役員
奥野誠亮代議士と面談
陳情（於 奈良ホテル）
- 3月13日 県民会議結成2周年
総会、講演会
（於 婦人会館）
曾野 明氏講演
- 4月 第7回運営委員会
- 5月 8日 関西ブロック総決起大会
～大阪府立体育会館に
4000名集う～
- 5月13日 第2回全国代表者大会
（於 東京、日本都市セン
ター）

《58年》

- 3月19日 第12回運営委員会
- 3月26日 役員会

その他市町村の定例議会
のたびに、郵送あるいは訪
問でスパイ防止法制定の
議決要請を重ねる。

(口) 昭和58年度運動方針並びに総会決議

昭和58年度運動方針(案)

1. 国会対策

- (1) 本部との連携によって、この夏結成予定のスパイ防止法制定促進議員懇談会(国會議員連盟)が実効を上げて法制化へまい進するよう促す。
- (2) 県民会議有志によって国会、政府へ強力に陳情、請願を行なう。

2. 地元の議会決議対策

県下47市町村の内まだ議決をしていない7市4町2村に早期議決を申し入れる。

3. 一般啓蒙運動

関係諸団体との結束、協力を強化しながら日本の平和と安全を守り機密保護を重んじる広範な世論形成に努める。

① 愛国心の高揚 ② 時局認識 ③ 理論武装 他

当面は今まで同様2.を軸としながら1.3をおし進めてゆく。



意見書提出にあたりスパイ防止法の必要性を熱心に学ぶ議員さん

総会決議文 (案)

国の平和と安全を脅かすスパイを取り締まる法律がない——こんな非常識な現実がまかり通っているのは、世界広しと言えども先進国では日本だけです。今回のレフチェンコ証言はまさに天の警告。わが国の心臓深くもぐりこんでいるスパイによる間接侵略はあらゆる目に見えない形で今この時も刻々と進行し、日本の内部からの崩壊を早めております。

私達はこの自由で平和な美しい祖国日本を限りなく愛するがゆえに、その存続と発展を守りそして私達自身の生命と自由を守る為に、スパイ防止法の即時法制化を求めて参りました。全国の動きと手を組んで今後更に運動を強化し、機はまさに熟した今年必ずや法制化がなされるよう、この総会にて次のことを決議致します。

一、国会議員連盟の早期結成を促し、奈良県民の総意をより強力かつ迅速に中央に訴える。

一、奈良県下での未議決市町村の自覚を促し、議決要望を貫き通す。

昭和58年5月1日

スパイ防止法制定促進奈良県民会議



約200人が出席した「スパイ防止法制定促進県民会議」
の結成大会 (県婦人会館で)

午後1時半からの結成大会では、結成呼びかけ人代表杉田一次県至誠会会長が「内外情勢はきびしさを増しており、一日も早いスパイ防止法の制定が必要だ」とあいさつしたのに続いて、来賓の吉田之久代議士も「国際間の信用を得るためにも国家機密は守る必要がある」と同県民会議の結成を祝した。

次いで、今後の活動方針などが採択され、「スパイ防止法を速やかに制定するよう、国会並びに政府に要請する一大県民運動を展開する」という大会宣言を全会一致で決議して結成大会を終えた。

(1981・3・15 奈良新聞)

早急なスパイ防止法制定を

県民会議結成大会開く

「スパイ防止法制定促進奈良県民会議」(近東弘七・議長)の結成大会が14日、奈良市登大路町の県婦人会館で開かれた。県民会議としては全国で40番目。

スパイ天国という汚名を返上し、早急なスパイ防止法(機密保護法)制定のために県民総ぐるみの啓蒙活動を展開しよう一と県下の政財界、宗教界、防衛関係者らが発起人になって結成され約200人が参加。経過報告、議長団選出のあと、活動方針、役員選任案などが承認され「スパイ防止法制定のため一大県民運動を展開しよう」と大会宣言を採択。このあと、「激動する世界情勢と日本」と題して国際政治評論家の斎藤忠氏が記念講演を行った。

(1981・3・15 奈良サンケイ)

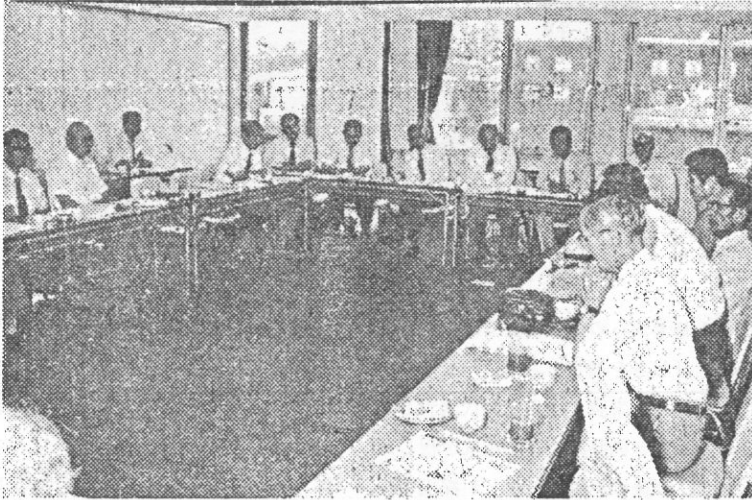
奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

本 県 は 21 自 治 体

スパイ防止法制定促進議決済み

スパイ防止法制定促進県民会議(近東弘七議長)は3日午後1時半から奈良市登大路町の県商工観光館四階会議室で運営委員会を開き、県内市町村の同法制定促進議決の現状や近畿二府三県、全国の状況について報告した。

(百%議決をめざすスパイ防止法制定促進の運営委員会)



それによると、8月1日現在全国都道府県および市町村議会をふくめ、485議会が制定促進の意見書を決議しました関西では▽大阪(10)▽京都(2)▽滋賀(5)▽和歌山(7)▽兵庫(0)の議決状況となっており、このなかでも奈良県は21自治体が促進を議決し、議決率41%にのぼっていることが報告された。

同県民会議では、全国的にみて福井県の96%、鹿児島県の60%など高率達成県なみの、全市町村議決をめざし、今後さらに力を入れた県民活動を繰り広げていきたいとしている。

(1981・8・4 奈良日日新聞)

17 日 に 県 民 大 会

スパイ防止法奈良県民大会

スパイ防止法制定促進奈良県民会議(近東弘七議長)は、きたる17日午後1時から奈良商工会議所五階大ホールで「奈良県民大会」を開く。

これは、県議会をはじめ県下の25市町村で同法制定促進の意見書が議決されたのを機に、さらに運動の盛りあげをはかるため、栗栖弘臣・元統幕議長らを招き、初の県民会

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

議を開くことになったもの。当日は、まず来賓のあいさつ基調報告ののち、同法の制定を促進する大会決議を行うことになっている。当日の講師演題はつぎのとおり。

◇緊急レポート「間接侵略はここまで来ている」河西徹夫・スパイ防止法制定促進国民会議教育部長◇「緊迫する世界情勢と日本の防衛」栗栖弘臣氏。なお当日は入場無料。

(1981・10・4 奈良日日新聞)

(2) スパイ防止法制定促進決議

① スパイ防止法制定促進決議議決状況

解説 奈良県における決議は県民会議のつくられた1981年度に集中しており、この年に一挙に100%の議決をめざしてとりくみがすすめられたことが窺われる。1983年5月の段階で、7市4町2村が未議決であり、強い抵抗にあって市部での攻防戦が今後の方向を決めることになる。

〈採 択 順 一 覧〉

(1983年5月1日現在)

| No | 年 | 月 | 日 | 意見書採択議会 | No | 年 | 月 | 日 | 意見書採択議会 |
|----|-----|----|----|---------|----|-----|----|----|---------|
| 1 | '81 | 6. | 8 | 野 迫 川 村 | 13 | '81 | 6. | 26 | 明 日 香 村 |
| 2 | " | 6. | 19 | 三 宅 町 | 14 | " | " | | 斑 鳩 町 |
| 3 | " | " | | 十 津 川 村 | 15 | " | " | | 新 庄 町 |
| 4 | " | " | | 御 杖 村 | 16 | " | 6. | 29 | 上 北 山 村 |
| 5 | " | 6. | 20 | 川 西 町 | 17 | " | " | | 下 北 山 村 |
| 6 | " | 6. | 22 | 王 寺 町 | 18 | " | 6. | 30 | 都 祁 村 |
| 7 | " | " | | 天 川 村 | 19 | " | 7. | 20 | 黒 滝 村 |
| 8 | " | " | | 山 添 村 | 20 | " | 7. | 22 | 菟 田 野 町 |
| 9 | " | 6. | 23 | 大 塔 村 | 21 | " | 7. | 31 | 安 堵 村 |
| 10 | " | " | | 月 ケ 瀬 村 | 22 | " | 8. | 29 | 田 原 本 町 |
| 11 | " | " | | 上 牧 町 | 23 | " | 9. | 22 | 西 吉 野 村 |
| 12 | " | 6. | 24 | 県 議 会 | 24 | " | " | | 吉 野 町 |

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

| No. | 年 | 月 日 | 意見書採択議会 | No. | 年 | 月 日 | 意見書採択議会 |
|-----|-----|--------|---------|-----|-----|--------|---------|
| 25 | '81 | 9. 25 | 生 駒 市 | 31 | '81 | 12. 19 | 大 宇 陀 町 |
| 26 | " | 9. 26 | 室 生 村 | 32 | " | 12. 21 | 榛 原 町 |
| 27 | " | 9. 29 | 河 合 町 | 33 | " | 12. 22 | 高 取 町 |
| 28 | " | 9. 30 | 広 陵 町 | 34 | " | " | 曾 爾 村 |
| 29 | " | 12. 15 | 香 芝 町 | 35 | '82 | 12. 13 | 御 所 市 |
| 30 | " | 12. 18 | 下 市 町 | | | | |

| | 県 | 市 | 町 | 村 | 合計 |
|-------|---|---|----|----|----|
| 自治体数 | 1 | 9 | 20 | 18 | 48 |
| 決議した所 | 1 | 2 | 16 | 16 | 35 |

＝議決率73%＝

<地域別一覽>

| | | No. | 意見書採択 議会は○印 | | | No. | 意見書採択 議会は○印 |
|-------------|-------|-----|----------------|------------------|---------|-----|----------------|
| 奈良県 | | 12 | ○ | | 安 堵 村 | 21 | ○ |
| 奈良市 | | | | 磯 城 | 川 西 町 | 5 | ○ |
| 大和高田市 | | | | | 三 宅 町 | 2 | ○ |
| 大和郡山市 | | | | 郡 | 田 原 本 町 | 22 | ○ |
| 天理市 | | | | | 大 宇 陀 町 | 31 | ○ |
| 橿原市 | | | | 宇 陀 | 菟 田 野 町 | 20 | ○ |
| 桜井市 | | | | | 榛 原 町 | 32 | ○ |
| 五条市 | | | | | 室 生 村 | 26 | ○ |
| 御所市 | | 35 | ○ | | 曾 爾 村 | 34 | ○ |
| 生駒市 | | 25 | ○ | 郡 | 御 杖 村 | 4 | ○ |
| 添上郡 月ヶ瀬村 | | 10 | ○ | | 高 取 町 | 33 | ○ |
| 山 辺 郡 | 都 祁 村 | 18 | ○ | 高 市 郡 | 明 日 香 村 | 13 | ○ |
| | 山 添 村 | 8 | ○ | | 新 庄 町 | 15 | ○ |
| 生 駒 郡 | 平 群 町 | | | 北 葛 城 郡 | 当 麻 町 | | |
| | 三 郷 町 | | | | 香 芝 町 | 29 | ○ |
| | 斑 鳩 町 | 14 | ○ | | 上 牧 町 | 11 | ○ |

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

| | | No | 意見書採択 議会は○印 | | | No | 意見書採択 議会は○印 |
|---|---------|----|----------------|---------|---------|----|----------------|
| | 王 寺 町 | 6 | ○ | 野 郡 | 天 川 村 | 7 | ○ |
| | 広 陵 町 | 28 | ○ | | 野 迫 川 村 | 1 | ○ |
| | 河 合 町 | 27 | ○ | | 大 塔 村 | 9 | ○ |
| 吉 | 吉 野 町 | 24 | ○ | | 十 津 川 村 | 3 | ○ |
| | 大 淀 町 | | | | 上 北 山 村 | 16 | ○ |
| | 下 市 町 | 30 | ○ | | 下 北 山 村 | 17 | ○ |
| | 黒 滝 村 | 19 | ○ | 川 上 村 | | | |
| | 西 吉 野 村 | 23 | ○ | 東 吉 野 村 | | | |

② 奈良県議会におけるスパイ防止法制定促進決議

解説 1981(昭和56)年6月24日の奈良県議会で決議されたスパイ防止法制定促進に関する意見書を示す。意見書の内容は、そのヒナ型が全国組織でつくられていることもあり、どの意見書もその骨子は同じである。

スパイ防止法制定促進に関する意見書

現在、世界各国においては自由主義国家、社会主義国家を問わず防衛、外交上の重要な国家機密を保持するための法律を定め、スパイ行為を厳重に処罰しているところである。

しかし、我が国は、独立国でありながら、国家機密を保護するための法律が整備されていないため、スパイ活動はまさに野放しの状況にある。

よって、政府におかれては、我が国が自由で民主的な国家の存立を保持し、平和で安全な国民生活を守るため、スパイ防止に関する法律の早期制定を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和56年6月24日

奈良 県 議 会

(3) 生駒市におけるスパイ防止法制定促進決議阻止運動

解説 生駒市では、1981年6月議会で促進決議が提案されたが、総務委員会で6月・9月議会でも継続審議となった。ところが、9月25日、議会の最終日に委員会の継続審議の確認を否決して本議会で採決の動議が提出され、採決が強行された。こうした動きに対し、三市議がよびかけ人となり9月13日「平和と憲法を守りスパイ防止法促進決議を阻止する生駒市民の会」(7団体・個人)が結成され、ビラの配布・議会傍聴・講演会の開催等各種のとりくみがなされた。議会外における大衆的な反対運動が全市民を対象にかなりの規模をもってとりくまれたケースとして、いろんな教訓を残している。ここでは生駒市民の会の活動を示す資料を中心に収録した。

① 「平和と憲法を守りスパイ防止法促進決議を阻止する生駒市民の会」(以下、生駒市民の会と略称する)結成総会

(イ) 総会式次第並びに運動方針

結成総会式次第

於 東 新 町 児 童 会 館

1981年9月13日

開 会

- 一、呼びかけ人 挨拶
- 一、経過報告 運動方針案・会の名称と申し合せ、人事の提案と承認
- 一、各界、団体、個人の決意表明
- 一、決議(案)の提案と承認

閉 会

※ 尚、総会終了後、ポスター掲示、ビラ配布等を行いますので、御協力をお願いいたします。(約1時間を予定しています。)

運 動 方 針 (案)

(1) 宣伝を強めます。

(スローガン) 平和と自由、民主主義を守るのはあなたとわたしです!
憲法改悪を許さないのもわたしとあなたです!

ビラの配布(10,000枚) 宣伝カーを出します。

各職場、地域で宣伝をします。

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

- (2) 9月20日、黒田憲法講演会を成功させます。

動員目標1,000名(無料)

当日1時30分より中央公民館大ホールロビーで戦争実写パネル展をします。

各団体、個人、地域で目標を決めてすすめます。

案内チラシ、チケットの配布します。ポスターの掲示をします。

- (3) 9月定例市議会開催に向けて傍聴者を組織します。

9月21日 総務委員会(午前10時) 9月25日本会議(全日)

会 の 名 称 (案)

「平和と憲法を守り、スパイ防止法促進決議を阻止する生駒市民の会」(略称)憲法を守る生駒市民の会

申 し 合 せ (案)

会は代表および世話人を置き、運営は世話人会を開いてすすめます。世話人会に事務局を置き、日常業務を処理します。会の運営は全会一致を原則とします。

会の財政は寄附によって賄います。

各団体個人の負担はそれぞれの負担とします。

人 事 (案)

(口) 総会決議文

決 議 文 (案)

戦後36年経った現在、憲法を改憲して軍備を拡張し、再び日本を軍国主義へ持っていかうとする動きが強まっています。

当生駒市においても、去る6月の定例市議会で「スパイ防止法(機密保護法)制定促進決議」(案)が志政会(自民党五議員)によって提出されました。

これは戦前の「軍機保護法」等の例をみるまでもなく、外交、防衛等に関する国家機密の保護を理由にしたものでもしこの法が制定されると、最近起った米原潜あて逃げや日米合同演習における漁網切断事件や、米軍による核兵器持ち込みに対する追及などはもちろんの事、ロッキード、グラマン汚職事件の解明など重大な制限を受けるものとなります。

同時に防衛や米軍、自衛隊に関する報道は、当局発表以外は統制され防衛や自衛隊に関する自由な批判や意見も「スパイ防止」の名の下に抑圧されることとなります。

まさに国民の目、耳、口を封じようとする狙いをもっています。

平和と民主主義、基本的人権の尊重を願う市民に対する重大な挑戦です。

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

これを許せば、例えば「教え子を再び戦場へ送るな。」という教師、教育者の気高い叫びや、「息子を戦場にやらない。」という母親の願いが、かつて「非国民」の烙印を押されたように犯罪視されることとなります。

そしてなによりも重大なことは、憲法上、「軍備・兵器」を持たないというわが国において、本来「軍事上の秘密」はありえないという国家の基本にかかわるもので「スパイ防止法」(機密保護法)が法制化されればまさに憲法を否定することとなります。

こうした動きは自民党を中心とする憲法改悪をすすめている勢力が三ヶ年計画をたてて全国的に動いているもので56年度は、憲法を問い直す運動をすすめる県民会議国民会議の結成、57年度には、全国47都道府県と市町村における改憲決議、58年度の衆・参選挙で改憲派の進出で一挙に改憲決議を行うというものです。

また教科書に対する不当な攻撃、この面からの教育基本法や、憲法への攻撃も強まっています。

行政改革に名を借りた教育や福祉の切り捨て、老人医療費の有料化など生存権さえおびやかす状態になっています。

私たちは、あの戦前の暗黒政治＝軍国主義につながる悪法制定促進のために生駒市議会を利用し、反動世論を作り出さそうとしている企みを断じて許すことはできません。

よってここに結成総会の名でスパイ防止法(機密保護法)制定促進決議案を早急に撤回させること、憲法を形骸化し、空洞化させる一切の動きを阻止するために闘うことを決議するものです。

1981年9月13日

平和と憲法を守り「スパイ防止法」

促進決議を阻止する生駒市民の会

結 成 総 会

② 生駒市民の会の宣伝行動

(イ) 生駒市民へのアピール文(ピラ)

市議会を改選候補の舞台に活用せず

今、自由と憲法を守る市民の起ち!!

平和と憲法を守り、スパイ防止法
促進決議を阻止する生駒市民の会

今年六月、生駒市定例市議会に、志政会（自民党系）会長森田好信市議他四名の賛同でスパイ防止法（機密保護法）制定促進決議案が提出されました。

六月議会では、志政会を除く各会派の一致した行動で採決を行わず継続審議になりましたが、九月市議会で行行採決しようとしています。これは、「外交、防衛、軍事等に関する国家の機密の保護」を直接の理由にしていますが、この法律が制定されますと、国民の知る権利、聞く権利、表現の自由等が大きく制限されることは明らかです。たとえば、さきにおこった、米原浩のあて逃げ事件、日米合同演習での漢民のハエナワ切断事件、ロッキード時、田中自派の汚職事件など、いずれも、軍事機密ということで追求できなくなります。政府や自衛隊の栄誉が国民の前からかくされてしまいます。秋先選のもちこみ反対など、非核三原則は今以上に有名無実になります。新聞報道も、法を理由に規制され、真実の報露がでなくなり、個々人の生活においても軍事機密を理由にいろんな面で規制されてきます。事実、このようなことは、戦中、戦中、日本人が経験してきたところでした。

このような性格をもつ法律は、まさに憲法に規定する国民の自由と民主主義をふみにしめるものであり、同時に憲法に反する内容の法制促進決議案が市議会で行うことは、地方自治の本旨に反してもなじまないものであり、地方自治の自殺行為と云えましょう。

このような反憲法的な動きは、生駒市だけではなく、自民党を中心とする改選派をすすめている勢力は、三ヶ年計画をたてて全国的に動いています。すなわち、今年度は、憲法を問ひなむす運動をすすめる県民会議、国民会議の結成、所管友には、全国47都道府県と市町村における改選決議、翌年度の春、各選挙で改選派の進出で、一歩に改選決議を行うなどです。

奈良県でも、奈良県国民会議、国民舞台の結成（当初九月十一日予定を十一月に延期）しようとしています。その会の目的には、①自主憲法の制定、②国防力の整備充実、③靖国神社の国定維持、④教育の改革刷新、⑤現職の高揚と民族主義の振興、となっています。

憲法否定の動向は暴走特に強まっています。教科書に対する不当な攻撃、この面からの教育事業法や、憲法への攻撃も強まっています。

行政費増上金をかりた、教育や福祉の減りすて、婦人医療費の負担化など生活救済をおびやかす状態になっています。

奈良県出身の興野法相の改選発言をけい構にこのような動きは全国に激まっております。スパイ防止法制定促進決議もこの動きの一つです。

憲法の精神を一つ一つほりくずしていくこのような動きを遂行することはできません。本来、憲法を守り、地方自治の精神にのっとりて市民福祉の向上に参与すべき市議会を憲法のなしくずすと、そのニセ塗繪づくりにも採用することは許されません。

私たちは生駒市議会が市民の良選としての良機を發揮し、このような不当な決議をしないよう求めていくための会を結成しました。市民のみなさんの積極的な参加と御協力をお願ひします。

憲法の空洞化からスパイ防止法

(口) 講演会案内ピラ

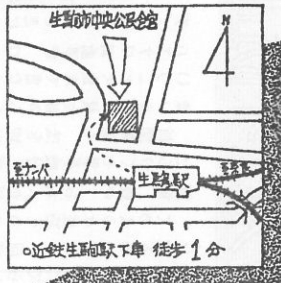
自由と暮らしを守る

憲法講演会

● とき 1981年 **9月20日** (日)
PM. 1:30~

● ところ 生駒市中央公民館大ホール

● 参加費 **無料**



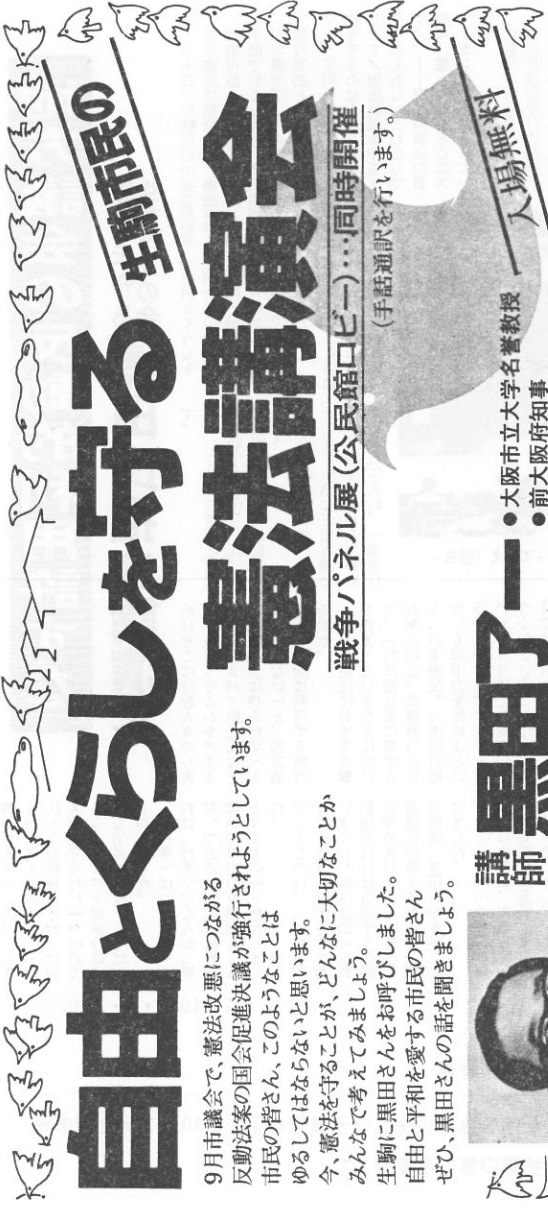
○ 講師
前大阪府知事・憲法学者
黒田 了一 氏

戦後写真展
(1F ロビー)

手話通訳有



- 主催 ● 平和と憲法を守るリベラル社会促進決議を阻止する生駒市民の会
- 連絡・問い合わせ ● 平和と憲法を守るリベラル社会促進決議を阻止する生駒市民の会事務局 電話 07437(3)2767



自由とくらしを守る 生駒市民の 憲法講演会

9月市議会で、憲法改悪につながる
反動法案の国会促進決議が強行されようとしています。
市民の皆さん、このようなことは
ゆるしてはならないと思います。

今、憲法を守ることが、どんなに大切なことか
みんなで考えてみましょう。

生駒に黒田さんをお呼びしました。
自由と平和を愛する市民の皆さん
ぜひ、黒田さんの話を聞きましょう。

戦争パネル展(公民館ロビー)…同時開催
(手話通訳を行います。)



講師 **黒田了一**

●大阪市立大学名誉教授
●前大阪府知事

日時 **9月20日** ①午後1:30～4:00

場所 **生駒中央公民館**



入場無料

主権・憲法を守る市民の会
平和と憲法を守り、スパイ防止法
促進決議を阻止する生駒市民の会



(ハ) 講演会の模様を伝える新聞報道

地方議会の反動的利用許すな

憲法を守る 黒田氏招き講演会

生駒市民の会

二十日、生駒市の中央公民館で「自由とくらしを守る憲法講演会」が、憲法を守る生駒市民の会(議部明市議ら三市議が呼びかけ人、七団体・個人)の主催でおこなわれ、市民四百人が参加。前大阪府知事の黒田一氏の憲法講演を聞き、生駒市での反動的な策動と対決する決意をかためました。

△……平和と民主主義・自由でうち破っていくと活動由を守るのはあなたとわたしです。憲法改悪をゆるさないのもあなたとわたしです。——憲法講演会の目的は、壇上にかかるとのスピーカーにあらわされています。

生駒市の市議会では、さきの六月議会で自派無所属議員が「スパイ防止法制促進決議案」を提案(継続審議)。九月議会で強行採決のねらいなど、ひきつづき策動がおこなわれています。そのため十三日に民主団体、労組七団体と個人約七十人で、「平和と憲法を守り、スパイ防止法促進決議案を阻止する生駒市民の会(憲法を守る生駒市民の会)」を結成。反動的策動のいっぴつと市民の良識



憲法を守れ——黒田氏が熱弁をふるって訴え(20日・生駒市中央公民館)

△……この日の講師は前大阪府知事の黒田一氏。約一時間にわたって講演しました。黒田氏はまず、スパイ防止法促進決議など地方議会での反動決議がおこなわれている点にふれ、「地方自治

治はそこに住む人々のしあわせをどうするかを考えるところ。スパイ防止法などは地方議会に持ちだすべき問題ではない」と、地方議会を反動的に利用する勢力を批判。

また、憲法に対する攻撃が激まっていることについて、「特に第九条に対する攻撃が中心。改憲勢力のいう、自主憲法、国防力増強、も軍事力を強めよということであり、アメリカのいうようにできる憲法をつくれということだ」「今日では軍事力で安全は守れない、反対に危険に巧くなる。防衛であつても

戦争は人殺しであることをもっと考えるべきだ」「憲法九条の精神こそが、世界人類を守るたった一つの道であることは、全世界の良識ある者の一致する所だ」とのべました。

△……この日、「憲法を守る市民の会」を代表してあいさつした西田良助・市議組副委員長は急迫する市議会でのスパイ防止法促進決議強行の動きに対して、議

会傍聴、憲法行動を呼びかけました。△……「会」への正式加盟団体は市教組、市職組、新婦人会部、民主婦人会支部、市警促進、そして、オプ加盟二団体です。

(「奈良民報」617号1981・9・27発行)

③ 促進決議強行採決に対する真相報告会

解説 9月25日の市議会における強行採決という事態の下で、10月2日生駒市民の会は真相報告会を開催し、抗議の意志を表明した。

(イ) 真相報告会で採択された市民へのアピール文

議会制民主主義の破壊、「志政会」(自民党右翼反動派)による暴挙
強行採決を許さない!

—— 9月定例市議会での「スパイ防止法」制定決議について (案)

市民のみなさん!

去る9月25日、生駒市議会本会議で平和と民主主義、憲法を守る市民の願いに反して、「志政会」(自民党右翼反動派)は、「審議を尽す」という議会制民主主義を破壊する暴挙——「強行採決」を行い「機密保護法(スパイ防止法)制定促進要望」決議(案)を採択したといっています。

議会のルールを無視した「志政会」

なにがなんでも……と単独強行

当日、本会議で、総務委員会委員長である森田好信氏(志政会長、同決議案提出者)は委員長報告で「継続審査となりましたので、ご賛同願います。」と審議内容を報告しました。

ところが、森田氏は、自分で委員会の審議内容を報告し、同意を求めながら、自ら「異議」をとねえ、採決で「継続審査」が賛成少数で否決されるや「動議」を提出するという破廉恥(はれんち)な挙にでました。「採決せよ」といいだしたのです。同委員会の磯部明委員(市民クラブ)増田勝次委員(市民同志会、「継続審査」提案者)及び井上武雄議員(市民クラブ)らは「委員会が審議が尽されていないのでひきつづき審議をしよう」という委員会の結論を無視した暴挙であり、審議を尽して議決するという議会制民主主義の原則を破壊するものである。しかも、総務委員長という立場、人格をも否定した無責任きわまりないもの」ときびしく指摘しています。

討論を封じる暴挙、議会制民主主義の破壊

議長横暴は市議会の「自殺行為」

しかも、この森田委員長の不当な「動議」に対して、西勝彦議員(共産党)が、反対討論を行っている最中に、中本清太郎議長(志政会)は、「休憩」を宣言して発言を封じ、さらに、会議再開を全議員に通告せず、議場に集まった「志政会」所属の議員で開会(定数を満していたか、どうか不明、議会事務局長は「動議」が正当かどうか「法」的確認をしているなかで、議場に不在していた)、討論中途の西議員に何の連絡をしないまま会議を強行しようとしてきました。

この時、議場にいた小阿弥義晴議員(共産党)が、この異常さに気づき、議長に抗議しているにもかかわらず、賛成派の青木長一議員(志政会、同決議案提出者)に賛成討論

奈良県における右傾化の諸動向(1) (前)

をさせ、西議員の討論を剝奪するという暴挙をあえて行いました。そして、突如、中本幸一議員(志政会副会長、同決議案提出者)が、「質議打切り、採決」の動議をだし、「志政会」右翼反動派議員によって「採決」を強行するにおよんだのです。(これは、又、先の6月定例会市会で小阿弥議員が、同決議案についての発言をした際、議長職権で「議事録」から削除するという暴挙を行っています)

市民のみなさん!

これは、議会制民主主義の破壊、生駒市議会の自殺行為といわなくてなんといえるでしょうか! このように議会制民主主義のルールを無視した「採決」は無効であるといわざるを得ません。

なぜ? あえて暴挙強行したのか!

それは、私たち「憲法を守る生駒市民の会」をはじめとする市内の平和、民主勢力と良識ある市民の「憲法を守れ」「平和と民主主義、自由を守れ」という世論が急速に広がっていったからです。一週間足らずの間に、前大阪府知事、黒田了一氏(憲法学者)の講演会に400名以上の市民が集まり、憲法改悪、言論を弾圧する「機密保護法(スパイ防止法)制定促進」決議を阻止する運動が大きく広がったからです。「志政会」(自民党右翼反動派)は、あわてて、この大きな世論の高まりに恐れをなして、同決議案が12月定例会市会へと継続すれば、市民の反対にあい「採決」ができなくなると考え、今市議会で、なりふりかまわず「強行採決」という手段をとったのです。

市民の願いはひとつ!

平和と自由、民主主義を守ること!

住みよい生駒をつくること!

「志政会」が議会内の数の力で押しきったこの「決議」が、本当に市民の多数の願いなのでしょうか。憲法を否定し、地方自治をないがしろにして、国民を監視し弾圧する法律が、生駒市民の願いになるはずはありません。

市民のみなさん!

私たちの真の願いは、平和と自由、民主主義が守られ、教育や福祉が充実し、子供からお年寄りまで安心して暮らせる住みよい生駒市をつくることではないでしょうか。

採決は無効、断固抗議する!

市民のみなさん!

私たち「憲法を守る生駒市民の会」は、憲法を否定し、議会制民主主義を破壊した強行採決を断じて許すことはできません。同時に「採決」は無効であり、憲法改悪、言論弾圧法である「機密保護法(スパイ防止法)制定促進」決議を断じて認めることもできません。

市民のみなさん!

平和と自由、民主主義を守りましょう。戦争に反対しましょう。憲法改悪を許さないためにともに奮闘されるよう心からよびかけるものです。

1981年10月2日

憲法を守る生駒市民の会

生駒市議会の危機、議会制民主主義の破壊を許さない市民のための、真相報告集会

(口) 真相報告会の模様を伝える新聞報道

生駒市議会との機密保護法(スパイ防止法)の制定促進決議をめぐる動きは、六月議会で自民党系無所属の一部議員が提案、この時総務委員会で、スパイ防止法が憲法をふみにじり、国民の目や口、耳をふさぐ悪法であるとの強い反対があり、継続審議になり、今回の九月議会総務委員会でやはり継続審議となりました。

ところが、九月二十五日の最終本会議で志政会(自民党系無所属会派)が、議会議長の慣例を破って委員(総務委員)の継続審議

査を否決、動議を提出、採決を強行しました。しかも、共産党の西勝彦議員の発言中に、議長が休職を宣告、発言途中だった西議員に知らせずに再開、そして志政会の賛成討論をおこない、採決を強行したものです。

こうした議会のルールを全く無視した暴挙に、憲法を守る生駒市民の会は二日同市東新町の児童会館で真相報告集会を開催。ここでは磯部明、井上武雄(市民クラブ)、増田勝次(市民同志会)、小阿称義晴(西勝彦(共産党))の各市議が議会の民主的運営破壊の実

います。

一生 駒 市一

スパイ防
止決議
暴挙許さない
市民の会が
真相報告会

市民の会が
真相報告会

生駒市では、さきの六月定例会市議会以来、自民党系無所属の議員らによって「スパイ防止法制定促進決議」をあげようとの策動がつついていきましたが、九月定例会市議会で議会のルールを全く無視し、「決議」の採択を強行しました。

このため「平和と憲法を守り、スパイ防止法促進決議を阻止する生駒市民の会」(略称「憲法を守る生駒市民の会」、磁部明市議ら三市議が呼びかけ)はさっそく真相報告集会をおこないました。

た。そして暴挙を許さず、議決は無効でスパイ防止法促進決議を認めることはできないことなどを確認。市民が真に求めている平和と民主主義を守り、教育や福祉・くらしが充実される生駒市を実現するため奮闘することを誓い合いました。

(「奈良民報」619号1981・10・11発行)

④ 生駒市民の会加盟団体・生駒市職労の闘争総括

解説 生駒市民の会の中軸をになった団体に生駒市職員労働組合がある。この生駒市職労の定期大会(1982・10・23)におけるスパイ防止法制定促進決議阻止斗争の総括を、「1983年度第12回定期大会一般経過報告書並びに闘争方針案」の該当部分(p.39~40)から引用した。

(2) 大衆闘争の総括

軍事路線が着々と進む中、生駒市においても、きな臭い動きが夏の終わりに見られた。市議会において9月早々、スパイ防止法制定促進決議がそれである。このことは機関紙を通じ9月11日の反戦、平和の集会、9月20日の前大阪府知事黒田了一氏を招いての憲法講演会をからめて、いち早く反撃ビラが出された。市議会に対しては、組合から事前にけん制を出したのは異例のことであった。

スパイ防止法は、国民の知る権利を奪い、知ろうとした者や、知らそうとした者へ重罰をもってあたるという弾圧法案で、その反民主的な性格ゆえ、議会の中でも党派を超えた良識派議員が反対にまわった。この中で9月11日の反戦平和の集会は116名もの組合員の大量増員につながり、市民団体もスパイ防止法制定促進を民主主義の危機としてとらえ、市職も加わり制定促進を阻止する会が結成され市内一円にビラ反撃とともに、9月20日の黒田氏の平和憲法を守る講演会には、450人も聴衆を集めた。その後の議会内でのかけ引きもあわせて、ついに継続審議へ一旦は追いこんだものの9月25日本会議で突如強行決議された。これは予想以上に市民団体が反発したことによる軍拡派の危機意識の表われでもあった。

スパイ防止法に見られる反動的な動きは県内でも憲法改定という集会が企画されたが様々な思惑から流産している。しかし尚もその動きは要注意である。